

第6回：上有政策・下有対策

(上に政策あれば、下に対策あり)

上海駐在時代の4年前のこと、北京に出張する用があり、帰りに北京空港の売店をぶらついていたら、幻のタバコ「熊猫 = パンダ」を発見して狂喜した。このタバコは国家指導者用の特注品として知られている。

新中国を樹立した指導者たちの大半は愛煙家だったようで、洗練された外交官の周恩来総理だけは例外だったが、毛沢東主席や朱徳元帥たちの歴史的写真には、彼らが紫煙をくゆらせているシーンがよく登場する。

1972年、日中国交回復の会談で毛沢東主席が田中角栄総理にタバコを勧め、田中総理が自らマッチで毛沢東に火をつけ、自分も吸ったのが「熊猫タバコ」である。

それから10年後、フォークランド紛争(マルビーナス戦争)に勝利し得意の絶頂にあった英国サッチャー首相が、香港の99年租借の延長を要求するために北京に乗り込んだ。これを迎撃した鄧小平(党政治局常務委員)は「港人治港」を主張して頑として応じず、最後に「われわれは平和解決を希望しているが、1997年になればわれわれは香港を(割譲地も含め)回収する」と、武力行使を示唆する発言で「鉄の女」を一蹴した。このとき彼は足元の痰壺にカーッ!と痰を吐きながら左手で「熊猫タバコ」をくゆらせていたという。サッチャーの輝かしい政治歴のなかで最大の悪夢であり、中国人にとってはアヘン戦争の屈辱が140年ぶりに雪がれた瞬間であった。

話が長くなったが、その歴史的なタバコが目前にあるではないか。買いたくても滅多に手に入らない超貴重品であり、プレミアムがついているのは承知していたので、1カートン(10箱入り)で3,200円(1円 = 16円)とあるのを見ても驚かなかった。そのくらいの価値は十分あると判断して、悠然と(したふりをして)店員にクレジットカードを渡したとき初めて間違いに気がついた。32,000円だったのである。10箱で何と50万円! もちろん買うのは諦めた。(いま中国の免税店で、1カートン800円で売っているオレンジ色の「熊猫タバコ」は純正の「熊猫」(水色)ではありません・念のため)

いま中国では高度成長の陰で、汚職不正が蔓延しており、胡錦濤政権は聖域なき摘発を断行している。江沢民前総書記の金城湯池であった上海閥の代表選手で、前政治局委員の陳良宇も逮捕され、懲役18年の一審判決が下りたばかりである。賄賂が厳しく禁止されているなかで「上に政策あれば、下に対策あり」といわれるように、中元・お歳暮として何とか許容される範囲にあるのが「お茶」、「酒」、「タバコ」といわれている。これが、常識の範囲内の価格であれば問題はないのであるが……。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

1/3

中国人のラッキーナンバーは末広りの「8」である。そして上海の友誼商城で売られている最も高価なお酒が 88 年もの茅台酒(88,888 元)である。お茶の値段は更に凄まじい。「梅山清心烏龍」というウーロン茶に、北京王府井の専門店では 500 グラム 12 万元の値がついている。

これらの超高級品を個人的趣味や財テク目的で買う資産家もいるのだろうが、大半の用途は贈答用だという。もし 12 万元の烏龍茶を頂いた公務員がその市場価格を知っていれば、贈答品の範囲を遥かに超える賄賂と判断し、受け取りを拒絶する義務がある。中国人の友達から聞いた話だが、拒否する人もいないではないが、多くの人が(高級品だと)知らないふりをして受け取るという。

中国が豊かになる中で、好事家というか趣味の世界にはまり、書画骨董や切手、勲章、年代ものの銘酒やお茶をせっせと集める資産家が増えている。彼らから見れば数万元のキャッシュより趣味の世界の稀少品の方が遥かに嬉しいプレゼントである。また渡す側もリスクには十分注意する必要がある。キャッシュを渡せば即犯罪、即刑務所行きである。そこに需要と供給が生まれ、「袖の下」も進化しているのである。

清の時代の国宝級の白磁の壺をニューヨークのオークションで落札して、中に一瓶 5 元程度の安い白酒を詰めて「私の田舎の地酒です」と言って顯官にプレゼントした実業家がいるという。悪徳商人越後屋もここまでやれば人間国宝級の名人芸である。(了)

平成 20 年 6 月 10 日

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号
日本証券業協会・投資信託協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

株式の手数料等およびリスクについて

- 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2075% (税込み) (約定代金が 260,869 円以下の場合、3,150 円 (税込み)) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。

国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

- 外国株式等の売買取引には、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大 0.8400% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

債券の手数料等およびリスクについて

- 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

投資信託の手数料等およびリスクについて

- 投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。

投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0840% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.20% (税込み) (約定代金が 2,625 円に満たない場合は、2,625 円 (税込み)) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3